

■学校経営のポイント

教員の働き方改革

小島 宏

教員の働き方改革が、中教審から答申(平成31年1月25日)されてから久しいが、その推進状況は必ずしも十分とは言えない。今号は、働き方改革のねらいと、推進のポイントについて考察する。

働き方改革のねらい

教員の働き方改革のねらいとして、特に次の2つをあげたい。

- 教師の過労死や精神的疾患などの例もあり、「教師の健康への影響」に配慮した働き方にする。
 - 教師の心身が疲弊しては充実した授業が展開できない。また、教師が創造的に取り組む時間がなくては、子供たちの創造性や思考力を高める教育活動が困難になる。このような子供への影響に配慮した働き方にする。
- 加えて、「学校はブラックな職場」という風評が、教員志望者の減少につながっていることから人材確保への危惧も改革の背景の一つとなっている。

教師の働き方の見直し

日本の教師は、子供のためならば全力を傾け、長時間勤務もやむなしという働き方をしてきた。教職という崇高な使命感がそうさせてきたのかもしれないが、教師が疲弊しては、結果的に子供のためにならない。

- そこで、これまでの教師の働き方を見直し、次のように発想を転換することが必要である。
- 教師としての授業力や指導力を磨くとともに、プライベートな時間も豊かにする必要がある。
 - 教師の人間性や創造性を高めることが、子供たちへの効果的な教育活動につながる。
- これらを基本に、学校における教師の働き方の具体的な内容を、精査し、統廃合を断行すべきである。

働き方改革のポイント

中教審答申では、学校ですべき業務を以下のよう
に明確に示している。

- 学習指導要領に基づいた教育課程による学習指導
 - 子供の人格形成に必要な生徒指導・進路指導(キャリア教育)
 - 保護者・地域等と連携して進める教育課程の実施に必要な学級経営や学校運営業務
- なお、中教審答申と文科省通知(平成31年3月18日)では、働き方改革における業務の仕分けの考え方を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として示している。

これらと教育委員会の基本方針に基づき、業務のスクラップ&ビルドを進める際の手がかりにしたい。

なお、学習評価と成績処理は、教師が行うべきと考える。

レポートや作品の評価、テストの採点などは、その過程で子供理解ができ、その結果に応じてさらなる指導・支援をすることが求められるからである。

先導的実践例に学ぶ

文科省は「改訂版 働き方改革事例集」(令和4年2月)で、ICTの活用、校務分掌の見直し、指導案や授業準備の改革などの例を示している。また、各教育委員会が各学校の事例を公表している。

これらを参考にし、近隣の学校と情報交換をして、できる所から着実に改革を進めたい。

校長のリーダーシップ

働き方改革は掛け声だけでは進まない。校長はリーダーシップを発揮し、教師がすべきことを明確にし、それ以外のことについて、どのように改革すべきかを判断し、「子供と触れ合う時間の確保」と「教師の業務の仕分け」を大胆に推進するようにしたい。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会顧問)

●「プロジェクト型業務改善」を、実践をもとに解説！ 《3/20 発売 予約受付中！》
自分たちで学校を変える！ 教師のわくわくを生み出すプロジェクト型業務改善のススメ

澤田真由美【著】 四六判／定価 2,310 円

